

# 東京都中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業実施要綱

(制定) 平成 27 年 6 月 1 日付 27 環地地第 48 号

## 第 1 要綱の目的

この要綱は、「東京都中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 本事業の概要

- 1 東京都（以下「都」という。）は、東京都内（以下「都内」という。）の中小規模事業所において運用されている情報システム等について、エネルギー効率の高いデータセンターを利用したクラウドサービス（以下「省エネ型クラウドサービス」という。）を利用する方法へ移行（以下「省エネ型クラウドサービスへの移行」という。）する事業者に対し、当該移行に必要な経費の一部を助成する。
- 2 都は、省エネ型クラウドサービスへの移行の効果等の分析及び検証を踏まえ、省エネ型クラウドサービスを活用した省エネルギー対策の更なる普及促進を図る。

## 第 3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 条例 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）
- 2 規則 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）
- 3 中小規模事業所 事業所（条例第 5 条の 7 第 6 号の事業所をいう。以下同じ。）又は事業所内に設置する事務所、営業所等のうち、前年度の原油換算エネルギー使用量（規則第 4 条第 1 項の原油換算エネルギー使用量をいう。）が 1,500k1 未満のもの（条例第 5 条の 7 第 8 号に規定する指定地球温暖化対策事業所及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事務所、営業所等を除く。）
- 4 情報システム等 サーバー、ストレージ、ネットワーク機器等の ICT 機器及びプログラムの集合体であり、情報処理の業務を一体的に行うために構成されたシステム
- 5 データセンター 情報通信技術に係るコンピュータ類（サーバー、ストレージ、ルーター、スイッチ等をいう。）及び当該コンピュータ類に付随する電源設備、空調設備等の専用設備並びにそれらを収容して稼働させるための区画を備えた建物
- 6 クラウドサービス データセンター内に設置された ICT 機器を利用したネットワーク接続及びインフラを含むコンピューティング能力を提供するサービス
- 7 環境に優しいデータセンター 都と特定非営利活動法人日本データセンター協会（以下「JDCC」という。）との間で締結した「地球温暖化対策の推進に資するデータセンターの認定・公表に関する協定書（以下「協定書」という。）」に基づき JDCC が認定したデータセンター

- 8 環境配慮型データセンター 環境に優しいデータセンターのうち、都とJDCCとの間で締結した協定書に基づき、地球温暖化対策の推進に資する優れた取組を行っているものとして都が認定したデータセンター

#### 第4 本事業の具体的な内容

##### 1 省エネ型クラウドサービスへの移行に係る経費の助成

###### (1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 都内の中小規模事業所を所有又は使用し、次のいずれかに該当するもの

(ア) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合をいう。）であって、当該中小企業者以外の者が実質的に経営に参加していないもの（以下単に「中小企業者」という。）

(イ) 中小企業者以外の資本金10億円未満の会社であって、資本金10億円以上の者が実質的に経営に参加していないもの

イ (2)の助成対象事業に係る中小規模事業所について、条例第8条の23第1項又は第2項の規定による地球温暖化対策報告書の提出を、本事業の助成金の交付を申請する年度に行うもの

###### (2) 助成対象事業の要件

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、都内の中小規模事業所において助成対象事業者が所有又は使用する情報システム等について、都が認定した「環境配慮型データセンター」又はJDCCが認定した「環境に優しいデータセンター」を利用した省エネ型クラウドサービスを利用する方法へ移行させるものであること。

###### (3) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、(2)の助成対象事業の実施に要する次の経費とする。

ア 移行作業費

イ 物品・サービス費

###### (4) 助成金額

助成金の交付額は、利用するデータセンターに応じて次のとおりとする。

ア 助成対象事業に係る省エネ型クラウドサービスが環境配慮型データセンターを利用したものである場合は、助成対象経費の3分の1以内（1,500万円を限度とする。）

イ 助成対象事業に係る省エネ型クラウドサービスが環境に優しいデータセンター（環境配慮型データセンターとしても認定されているものは除く。）を利用したものである場合は、助成対象経費の6分の1以内（750万円を限度とする。）

## 2 助成金交付事業者による報告等

### (1) 事業者の報告等

助成金の交付を受けた事業者（以下「助成金交付事業者」という。）は、助成金の交付対象となった事業に係る中小規模事業所（以下「助成金交付事業所」という。）について、毎年度条例第8条の23第1項又は第2項の規定による地球温暖化対策報告書の提出を行うとともに、都が3に基づき省エネ型クラウドサービスへの移行の効果等に係る分析及び検証を行うに際し、必要な情報を都へ報告するなどの協力を行うものとする。

### (2) 指導・助言

都は、必要に応じて、助成金交付事業者に対し、省エネルギー対策に関する指導及び助言を行うことができる。

## 3 事業効果の分析・検証等

都は、助成金交付事業所における省エネ型クラウドサービスへの移行による省エネルギー効果等に係る分析及び検証を行い、その結果を省エネ型クラウドサービスの利用拡大及び中小規模事業所の情報システム等の省エネルギー対策の普及促進等に活用するものとする。

## 第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4 1による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1の出えん金を基に基金を造成し、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。
  - (1) 2の基金を原資として、第4 1による助成金の交付を行うこと。
  - (2) 第4 2（1）による助成金交付事業者からの報告その他の協力に係ること。
  - (3) 第4 2（2）による助成金交付事業者に対する指導及び助言を行うこと。
  - (4) 第4 3による分析及び検証を行うこと。また、その結果を活用し、省エネ型クラウドサービスの利用拡大及び中小規模事業所の情報システム等の省エネルギー対策の普及促進のための啓発を行うこと。

## 第6 本事業の実施期間

- 1 第4 1による助成金の交付申請の募集は、平成27年度及び平成28年度に行う。
- 2 第4 1による助成金の交付は、平成27年度から平成30年度まで行う。

## 第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。